

明治初期の大村藩の藩制改革

長 野 暹

はじめに

明治4に廃藩置県が断行された。王政復古から4年7月で幕藩体制は基本的に解体された。この要因については色々と解明されてきた。藩における変化の考察も肝要なので、本稿では大村藩について検討しよう。

戊辰戦争における論功で、大村藩主大村純熙は3万石を授与された。島津久光・忠義・毛利敬親・元徳の10万石、山内豊信・豊範の4万石に次いで多い。長崎での渡辺昇などの長州藩士との交流、薩長同盟締結での活躍、慶応3年の「小路騒動」による藩論の尊王倒幕路線の形成、鳥羽伏見戦における一早い大津進軍など維新政権の形成に貢献したことが評価されたとみられる。

維新政権に高く評価された大村藩が戊辰戦争後から廃藩置県に至る過程でどのように変化したかを検討することは、廃藩置県を考察する上でも肝要とみられる。維新政府の指示とその対応、急激な改革による藩内の変化の様相を検討しよう。

第一章 明治政府の改革

第一節 大号令と官制改革

鳥羽・伏見の戦いで勝利したことから、新政府は慶応4年1月7日に徳川慶喜の追討の「大号令」を出した。¹⁾「大号令」には、以下のことが記されている。

徳川慶喜が天下の形成を得ることが出来なことを察して將軍職を辞退すること願ひでたので、朝議で聞き届けることにした。

と徳川慶喜が將軍職辞退値がとその承認について記している。これに続いて

1) 「法令全書」明治元年十月一日－徳川慶喜征討ノ大号令ヲ発シ諸侯ヲシテ去就ヲ決すセシム

政権の返上だけでは、朝廷が土地・人民を保つことができなのでは政治を行うことが難しいとして尾張藩と越前藩を二藩をして土地・人民までの返上を訊問したとし徳川慶喜は直属の兵士や会津藩と桑名藩が承諾せず、万一暴挙をひきおこすことも有るかも知れないので、それを抑えることに努めている旨を述べたと報告したので、朝廷は慶喜の恭順を認めて罪を問うことしない寛大の処置を命じていたと記した上で

慶喜が大坂城に引き取ったのは詐謀で、3日には配下の者や先に暇が出された会津藩の松平容保と桑和藩の松平定敬を先鋒として宮廷を犯す勢いにある中で、慶喜から兵端を開いたことから慶喜の反状は明白であり、始終朝廷を欺いたことは大逆無道であり、最早朝廷に於いては寛恕の道も絶え果て已おえず追討を命じた。

農商へ

慶応4年1月10日には「農商へ」として7日に出された追討令が発布されている。²⁾「農商へ」ということから、これまで徳川家支配した地所を天領と称していたが、言語同断のことなので、この度の往古の如く、すべて天朝の御料とすると通達している。先の追討令になかったが事項が記されている。

三職八局制

慶応4年2月3日には、三職七科の官制が改められて三職八局のとなった。³⁾ 明治政府は統治体制を強化する体制づくりを推進し、3月14日には「五ヶ條の誓文」を出して、明治政府の基本方針を示した。⁴⁾ それは江戸城の無血開城が決まった翌日であった。幕府の体制を否定し、明治政府の正当性を示すことが目指された。これに基づいて政治組織の編成を進めた。⁵⁾

第二節 藩治職制による藩制改革

明治元年閏4月21日に「政体書」が出された。⁶⁾ 政体書は「知広区会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ」にはじまる「五ヶ条ノ誓文」を冒頭に掲げ「右御誓文ノ条件相行ハレ不悖ヲ以テ趣旨トセリ」と誓文の諸条件に背かないことを趣意にしたと記している。

2) 「法令全書」明治元年一月十日、第二十一—徳川慶喜ヲ征シ旧幕府領地ヲ直隸ト為スノ令ヲ農商ニ布ク

3) 「法令全書」明治元年二月三日、第七十三—三職八局職ニ職員ヲ定ム、

4) 「法令全書」明治元年三月十四日、第一百五十六—五ヶ條ノ御誓文、

5) 「法令全書」明治元年十月二十八日、第九百二—藩治職制、

6) 「法令全書」明治元年閏四月二十一日、第三百三十一—政体ヲ定ム、—

明治初期の大村藩の藩制改革

これに基づいて「天下ノ権力総テコレヲ大政官ニ帰ス」と権力総てを大政官が掌握することを明記している。

大政官の権力を遂行するために「大政官ノ権力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三権トス」として立法を司る議政官、司法を担う刑法官、行政を遂行する行政官をおいた。議政官の下には上局と下局。行政官には行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官の計7官をおいた。

地方は府藩県の三治制とした。幕府の直轄地におかれていた裁判所を廃止して、城代・京都所司代・奉行があった所を府、それ以外を県とした府県制がとられた。

この頃、東北では政府軍と対抗する奥羽越列藩同盟結成の動きが強まっていたこともあって、藩はそのままであった。

明治政府は権力基盤を強化するために、奥羽越列藩同盟に対して攻撃すすめた。政府軍は東進し、6月には白河を攻略し、8月には会津若松を攻撃した。9月22日に会津藩が降伏し、奥羽越列藩同盟は解体した。これによって東北での戦争はほぼ終わった。

奥羽越列藩同盟の中軸であった会津藩が降伏した状況に基づいて、明治元年10月28日に「藩治職制」を出し、藩の制度改革を進めた。⁷⁾ これまで藩によって異なっていた藩の職制を藩主、執政、参政、公議人などの職制に統一する布達は、明治政府の中央集権化の一過程であった。

藩治職制

執政 無定員

掌体認朝政補佐藩主一藩紀綱政事無不総

参政 無定員

掌参政事一藩庶務無不興聞

公儀人

掌奉承朝命代国論借議員

と定め、このうち執政と参政については

一 執政参政ハ藩主ノ所在ト雖モ従来沿襲ノ門閥不拘人材登雇努テ公擧ヲ旨トシ其人員黜陟等時時太政官ニ達スベシ

として、執政は藩主を補佐して、藩内の綱紀政治を滞らないように務めるとされ、参与は藩内の庶務の円滑な運用を行うとし、執政と参与は藩主が選ぶとしながら任用にあたっては門閥にとらわれず、人材登用に努め公募を旨とされ、選んだ人員などは時々太政官に報告することと

7) 「法令全書」明治元年十月二十八日、第九百二 - 藩治職制、

された。また藩主の家政を司っていた用人などの制を廃止し、家知事を置き、藩政に関わらないことが求められた。公議人は執政と参与になかから選ぶとされた。

第二章 大村藩の変化

第一節 明治元年の動き

明治政府の制度改正で大村藩も変化していった。「府県史料」と題された史料がある。⁸⁾

これは明治政府が明治7年(1874)11月10日に太政官達第147号で「国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等左例則ニ依リ叙記録正院歴史課へ可差出」と管轄している地域について、維新以来沿革などを記述して、正院歴史課に提出することを命ことに対応して、編纂されたものである。

府県史料の中に「長崎県史料」がある、この「長崎県史料」に「長崎県史料 二十四大村藩史料」と題した史料が含まれており、大村藩の明治初年のことが簡潔に纏められている。…

第二節 制度の改革

明治元年3月2日「本庁ハ肥前国彼杵群大村玖島設置ス」と本庁は玖島城におかれた。⁹⁾「三月二日、城中ノ旧政事堂ヲ以テ藩庁トシ以テ政務ヲ施設シ漸次旧制ヲ改革ス」とあり、政事堂に藩庁が置かれ、改革が進められている。「而シテ管内ヲ二分シテ本庁・支庁ノ分管ヲ定メ郡奉行二人ヲ置ク」と本庁と支庁と管轄が区分された。旧来の体制は「従来政庁ノ分局ハ郡代所・勘定所・元締所・普請所・山役所・町役所・船役所等ナリ」とあることから、行政で区分され、地域分割では「初め四拾八村ヲ貳分シ貳拾貳村ヲ本庁直轄トシ、貳拾六村を瀬戸支庁分轄トス」と地域区分になり、22村が本庁直轄、26ケ村が瀬戸支庁の管轄になった。

郡奉行は2人が置かれた。1人は本庁、他の1人は瀬戸支庁に配置され、代官や分局の責任者は、いずれかの奉行に属するようになり、それに伴って責任者の管轄あった。旧藩士も本庁か支庁の配属になった。藩政期は人別に編成されていたが、それが維持されながらも、地域編成に転換している。

明治2年は、次ぎの48ケ村であった。¹⁰⁾

8) 国立公文書館蔵

9) 「長崎県史料 二十四 大村藩史料」(国立公文書館蔵)

10) 同

明治初期の大村藩の藩制改革

表1 大村藩の村（明治元年）

大村	鈴田村	三浦村	萱瀬村	彼杵村	川棚村	宮村	川内浦村
横瀬浦村	松島村	多比良村	瀬戸村	雪浦村	神浦村	式見村	福田村
郡村	江串村	千綿村	波佐見村	佐瀬村	伊木力村	長須村	高田村
時津村	日並村	浦上西村	浦上北村	浦上本場村	浦上家野村		滑石村
西海村	形上村	長浦村	大串村	八木原村	大田和村		天久保村
西高村	黒瀬村	大島村	平島村	中浦村	江島村	蠣浦村	三重村
畝苧村	肥前国高来郡ノ内壺村		古賀村				

註「長崎県史料 二十四 大村藩史料」より作成

明治元年3月には行政組織の改革が行われた。同年4月10日には、朝廷の命に応じて貢士が上京し、8月には公儀人、9月には公用人が置かれた。

第三章 版籍奉還と大村藩

第一節 藩知事・藩権大参事の任命

明治政府は藩の解体を進めるために施策をさらに強めた。藩はこれまで領域内の土地（版）と人々（籍）を統治していた。この統治権を明治元年11月11日に姫路藩主酒井忠邦が版籍奉還の建白書を出した。

版籍奉還の建議は木戸孝充がすでに慶応4年2月2日に行っていた。中央集権体制を形成するためには藩の解体が必要であるとの認識に基づくものであった。明治2年1月23日には薩摩藩・長州藩・土佐藩・佐賀藩の各藩主が版籍奉還の建白書を上申した。建白書は主君・上官に対して臣下が考えや意見を記した文書なので、この場合は版籍を奉還すること願い出る動きであった。

各藩でも版籍奉還の気運が強まり、殆どの藩が願いでた。同年6月17日から24日にかけて認可され、大村藩は6月24日に認可された。¹¹⁾

版籍奉還が速やかに進行したのは、戊申戦争で藩の財政が悪化しこと、政変で藩内の対立が強まったこと、領有権の解体であることが認識できていなかったことなどによるものであった。

版籍奉還によって、領有権が消滅したことに基づいて地方知行制のなくなった。版籍奉還によって藩主は藩知事に任命さら、明治政府の行政機構に組み込まれた。しかし、徴税権は保持していた。

11) 「法令全書」明治二年六月十七日 第五百四十四-版籍奉還ヲ請ハサル諸藩ニ奉還ヲ命ス

明治政府は中央集権をさらに進めるために、行政官が藩知事に対して、以下の内容を調べて申し出ること命じた達を明治2年6月25に出した。¹²⁾

- 1, 従来支配してきた領域の総高・現米総高
- 1, 諸産物・諸税数
- 1, 役所の1カ年の費用
- 1, 職制・職員
- 1, 藩士兵卒人数
- 1, 寺社領など禄扶持米を支給してきた者の人数と禄高
- 1, 現石十分の一を藩知事の家禄とする
- 1, 支配地の人口・戸数
- 1, 一門以下兵士は総て士族と称えること。家禄を定めに基づいて改革すること

この達に基づき知藩事の家禄は現在の支配地石高の10分の1となり、藩士層は士族にとされた。

本庁と市庁で行政が行われるようになり、それぞれに郡奉行が任命された。本庁は政事堂におかれ、支庁は瀬戸村に設置され、郡代所・勘定所等の役局が本庁と支庁に設けられ、行政を担当していた藩士も二分して配置された。¹³⁾

明治政府の指示に従い、4月10日には貢士を一人上京させ、八月には公儀人を置き、九月には公用人を任命した。

第二節 藩知事・権大参事の任命

「明治二年六月、大村純熙知事ニ任セシヨリ漸次職制ヲ改正」とあり、藩治職制に基づき、大村純熙が藩知事に任命されたこと記されている。¹³⁾ 大村純熙は明治政府の行政官になったことが窺える。

大村藩知事については、次ぎのように記している。¹⁴⁾

大村藩主

大村純熙

齡四十歳

12) 「法令全書」明治二年六月二十五日 第五百七十六―諸藩ヲシテ現米総額諸産物公廩費用並職員兵員地
図等録上セシム

13)～15) 同「長崎県史料 二十四 大村藩史料」―職制

明治初期の大村藩の藩制改革

明治二年六月二日

高二万石

依戦功世下賜候事

同年同月二日

大村藩知事被仰付候事

明治三年九月十二日

叙従四位

明治四年二月十四日

免大村藩知事

大村藩主の大村純熙が明治2年6月2日に賞典録3万石を下付されことと、同年6月24日に大村藩知事に任命され、同3年9月24日には従四位に叙せられ、4年2月14日には大村藩知事を辞めたことが記されている。これより版籍奉還に伴う藩知事には大村純熙が就任したことがうかがわれる。

大村藩大参事は藩治職制に基づいて2名任命されている。1人は大村右近である。¹⁵⁾

大村藩士族

大村右近

齡二十九歳

明治二年十月十日

任大村藩大参事

右

宣下候事

十月 太政官

明治四年十一月二日

依願本被免候事

とある。大村藩の大参事には大村右近が明治2年10月10日に太政官から任命されている。大村右近は明治政府の行政官になり、明治政府の指示にしたがって動く立場になった。¹⁶⁾ 大村純熙の藩知事任命が明治2年6月2日なので、ほぼ藩知事任命よりほぼ4か月後である。大村右

16) 「大村藩士データ・ハイル」には「198石余。46歳。側用人兼質素方用掛。家老。」とあり、「<https://kotobank.jp/word/宇多太左衛門->」には、次ぎのようにある。

1821* - 1868 幕末の武士。

文政3年12月29日生まれ。肥前大村藩（長崎県）藩士。文久3年同志36名とともに血盟をかわし、勤王派を結成。慶応元年家老となり、戊辰（ぼしん）戦争では奥羽で藩兵を指揮した。慶応4年7月20日死去。49歳。本姓は田川。名は徳興

近とあるが、これは大村太左衛門とみられる。¹⁷⁾

他の1人は針尾九左衛門である。

大村藩士族

針尾九左衛門

齡四拾五歳

明治二年十月十二日

任大村藩大参事

右宣下候事

十月 太政官

明治三年十二月二十日

免本官

庚午十二月太政官

とあり、¹⁸⁾ 針尾九左衛門は明治2年10月12日に大村藩大参事に任命されている。大村右近より2日後である。

針尾九左衛門は大村藩の尊攘派であり、文久4年(1864)には家老職につている。¹⁸⁾

権大参事二人は稲田又左衛門と浅田進五郎が任命されている。

稲田又左衛門については、次のように記されている。¹⁹⁾

大村藩士族旧称東馬

元中老 稲田又左衛門

齡三十七歳

任大村藩権大参事

右

宣下候事

十月 太政官

明治四年十一月二十六日

17) 「長崎県史料 二十四 大村藩史料」-職制

18) 針尾九左衛門については <https://kotobank.jp/word/針尾九左衛門> に次のように記されている。
1825 - 1905 江戸時代後期の武士。文政8年生まれ。肥前大村藩(長崎県)藩士。文久3年尊攘(そんじょう)派の渡辺昇、松林飯山らと三十七士同盟をむすび、翌年家老となる。慶応3年佐幕派におそわれ重傷をおった。明治38年3月12日死去。81歳。本姓は稲垣。名は寿納

19) 前掲註同

明治初期の大村藩の藩制改革

稲田又左衛門が権大参事に任命されている。藩制期に尊王派であり中老であった。

権大参事には、いずれも尊王派が任命されている。

第三節 藩制度の改正

藩役所名の変化

明治2年6月に藩知事、同年10月から11月は初旬に権大参事の任命が行われたことから制度改正が進められた。

藩知事に任命された大村純熙は、明治2年11月に藩士を城中に集めて藩治職制の達に基づき藩の制度改革を行うことを以下のように告げた。²⁰⁾

大政一新府藩県一致之御趣意を以藩治職制改革之儀も從朝廷被仰出候ニ付而者從來之制相廢し新職掌を設け役儀申付ニおいては己之措て他を議するなく当役を専務ニ相心得勉強実行を遂げ候ハ勿論忝敬礼節を旨とし藩内之風儀彌厚ニ趣き上下各其業ニ安し政体を不失様有之度我等之心事厚く体認致し一同無懈怠可相手勤もの也。

明治二巳年十一月

純熙

藩中へ

藩治職制に基づいて改革を「從朝廷被仰出候ニ付而者從來之制相廢し新職掌を設け役儀申付」と朝廷の名による改革として、旧制度を改革し、新しい制度にすることを告げている。

明治2年1月23日に長州・薩摩・肥前・土佐の藩主が連名で版籍奉還の建議行った上奏文の中に「制度典型軍旗ノ政ヨリ戎服器機ノ制ニ至ルマテ悉ク朝廷ヨリ出テ天下ノ事大小トナク皆一二帰セシムヘシ」とあり²¹⁾ 朝廷の名において改革を進めることが大儀とされとされていたことによるものであった。上奏文の中に「皇統一系万世無窮普天率土其有二非サルハナシ其臣ニ非サルハナシ」と土地は天皇のものであり、人は臣下であるとしていたが、この認識は藩中にたいする達にはでていない。

藩士への諭達によって同年11月11日に「改正令条」が出された。改正は多くの事項にわたって行われていることから、旧来の体制の転換が目指されたのがうかがえる。

主要な改正事項ははのようである。

藩政府を「政府之儀知政堂ト相改候事」と知政堂と改めたことを示し、新しい体制になった

20) 「仙台公勤王祿 卷三」(大村市立資料館蔵)

21) 「公文録・明治二年・第五十六卷・己巳・版籍奉還(一)」請求番号：公00123100 (国立公文書館デジタルアーカイブツ)

ことを告げた。

役局の変化をみれば、表1・2のようである。²¹⁾

表1 役局の変化（請役所）

新役局	藩政期役局
請役所	
学務所	文武館
郡治所	郡代部屋
財用所	元□所
軍務局	砲学場
刑断所	御役場
内務所	御火焼く間

表2 役局の変化（諸局）

新役局	藩政期役局
諸局	
学務所管轄 議事局	文武館
郡治所管轄 社寺局	道中部屋
郡治所管轄 市井局	町役所
郡治所管轄 山林局	山方部屋
郡治所管轄 境方	当時自宅
財用所管轄 計勘局	勘定所
財用所管轄 営繕局	御普請方
財用所管轄 海運局	御船方
財用所管轄 出納局	元ト所
内務所管轄 内斗方詰所	御台所
軍務所管轄 造兵局	砲学場

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例より作成

藩政期には請役所を中心に文武館・郡代など6局が設けられたが、これが版籍奉還後は郡治所・財用所・軍務局・刑断所・内務所と役局名が変更された。

役局は藩制期には町役所・勘定所など11役局であった。役局数は変わらないが、管轄と機能が変化している。郡治所・財用所・内務所・軍務所に編成され、管轄する役局が定められて、管理と運営が明確になった。郡治所には社寺局・市井局・山林局・境方 財用所には計勘局・営繕局・出納局 軍務所には造兵局がそれぞれ属するようになり、名称も近代的になっている。

役名も変更された。表3のようである。

明治初期の大村藩の藩制改革

表3 役名の変化

役名	旧役名
御境役	御境奉行
御境方	御境方付役
御境方下役	諸村御境方
料理人取締方	料理人頭
財用所書方	元締筆者
御漁場取締	御漁場目付
齧嶽方下役	出納方
捕亡方下役	盜賊方下役
津留方	津留目付
作場見廻方	作奉行
道橋見廻方	道奉行
炮方	炮目付
真珠見繕方	真珠目付
石炭鋳方	石炭鋳目付

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

御境奉行が御境、料理人頭が料理人取締役方、御漁場目付が御業場取締方、作奉行が作場見廻方、道奉行が道橋見廻方、炮目付が炮方などに変更されている。

第四節 諸役の廃止

役局の整備に伴って役職能の整理が行われて多くが廃止された。以下の諸役が廃止された。

表4 廃止された役局

式拾騎馬副	鍛冶支配	同取締	社寺目付	五教館監察	禮法稽古取立	同立会	軍務方顧問
御側詰	享之進様御伽番		同右筆	同見習	同仕立	元卜所筆者	
天文方取立	勘定役頭取		勘定人	度見習	同仕立	内用方下役	狼煙番
諸所類役							

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

これらから藩政期には多くの役職があったことが窺える。

内役所の管轄にあった役は、以下が廃止された。

表5 廃止された内方役

諸隊督議 諸稽古頭取 砲学場頭取 出納方顧問 砲学場製薬方 同弾薬方 政府筆 者 同見習 同仕立 普請手代 同見習 硝石丘用掛 水車用掛 大納戸下役 御共 掛路方御用聞定役 当町人馬方定役 彼杵川支配 諸村質素方
--

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

軍事関係は内役所に属しており、改革で多くが廃止されている。戊辰戦争が終結したことによる措置であった。藩の精鋭隊であった新精組も「新精組御廃止之事」と廃止され、戦時体制を解除した。

茶道においては、3代にわたって勤めた家は家格が大給になっていたが、この制度も廃止し、それに伴って茶道俵渡も廃止した。

内役所に付属していた以下の役も廃止した。

表6 廃止された役

三御殿口番3人 同定助3人 小道具掛 内務所請払5人 奥用達4人 同定助4人 大殿様御殿 請払定役3人 二ノ丸屋敷1人 上方様付3人 書史見習1人 獵方川方 11人 獵場取締4人 上方様付定助3人 真珠方見繕44人

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

藩主の家政関係者も整理している。

以上のように、役職について詳細に検討している。

第五節 諸役局の削減

諸役局についても削減が行われている。以下のように、かなりの役職が整理されている。

知政堂 応接方の筆生見習8人、大監察支配では諸村横目39人が整理されている。

郡治所 以下が削減された。

表7 廃止された郡治所と人数

境方見習1人、境方下役43人 郡治方見習4人 諸役場当役10人 櫓役 場当役 1人 煎海鼠 方取締1人 諸役場受払並手伝43人 国産方105人 同 定 役 6人 養蚕方1人 金具屋頭取1人 石炭方取締1人 津留方7人 天神丸上乘1人 長崎商会所定役7人
--

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

明治初期の大村藩の藩制改革

郡治所には、殖産関係の役局があったが、これらも多くを廃止している。養蚕・石炭・海鼠・櫛などで削減が行われたことは、藩政期には重要な役局であったことから体制転換が進んだことを示している。

斗勘局 斗勘方属役7人 同見習10人 諸村算用方51人が削減されている。年貢徴収では村で大きな役割を果たす算用や帳簿作成頭取が51人削減されたことから、各村の算筆方頭取役が廃止ことを示している。

営繕局 以下が廃止された。

表7 廃止された内役

境方見習1人、境方下役43人 郡治方見習4人 諸役場当役10人 櫛役 場当役1人 煎海鼠方取締1人 諸役場受払並手伝43人 国産方105人 同 定 役6人 養蚕方1人 金具屋頭取1人 石炭方取締1人 津留方7人 天神丸上乘1人 長崎商会所定役7人

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

海運局 海運方下役34人が整理された。

軍務所 以下が廃止された。

表8 廃止された軍務局と人数

砲術師範 同佐 同立会人2人 砲術稽古詰込押1人 砲学場算師1人 同授読師1人 諸隊伍長 同定助 同世話役 焰硝蔵番 鍛冶見習 書役3人 医員取締役1人 操練方師範 同佐 同立会 同手伝 伊ノ浦寄船武具方 造兵頭取 同下役 鑄物師見
--

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

砲術関係が整理されている。戊辰戦争では大砲がおきな役割をはたした。持ち運びが可能な山砲が用いられた。主要な大砲の原理、操煉にかかわる役職が整理されている。戦時体制の解除が進められている。

刑断所 鞠獄方下役 書役4人、捕亡方下役2が整理されている。

学務所 以下の役職が整理されている。

表9 廃止された教務所内訳

教授 助教 同定助 無 念流取 同定助 郷秀舎授講師 同算師 諸村釵術方肝煎同頭取 郷秀舎者詰頭取 師範 同佐 參教 舎長 学生諸長 諸禮方 城下給人稽古頭取 柔術取立

註、大村史談会編「九葉実録 第五冊」明治二年十一月十一日改正条例」ヨリ作成

版籍奉還によって体制が変化したことから、藩制期の体制を大幅に検討し、不要とみなした役局は廃止した。整理された役局から、藩制期には多くの役職があったことがうかがえる。

第六節 諸役への通達

明治2年11月11日に出された改正令条は、勤務、服装、書類など多分野にわたっての規定になっている。

小参事には、以下のような書付が出されている。²²⁾

- 一 士族外之者へ役儀被仰付候節知政堂伺済之上其小参事並司より可申達事
- 一 勘定一式皆納届等之類者格別之事柄ニ付其小参事江気付相尋候上其局司知政堂江罷出可遂披露事
- 一 家格身分二不諸願其筋小参事より披露正江・権大江気月相尋直伺・願済之上正・権之内江差出置退座之事
- 一 小給家格身分に拘わる願ひなどは寄り合い日に限らず受取り、それを知政堂へ提出のこと
- 一 大事は知政堂の認可を得て取り計らい、小事は小参事が処理し、その旨を知政堂に届けること
- 一 社寺にかかわる布告は担当局から出すこと

勤務に拘わること詳細に規定されている。これらからも版籍奉還により、新しい体制づくりが行われている。

明治2年12月25日に令条が出された。この令条から改革がすすめていることが窺える。関連する条項では、以下のようである。²³⁾

- 一 年始・八朔御礼おりの名前披露は廃止
- 一 正月2日打ち始めは廃止
- 一 正月15日の饗応は廃止

役局・座席順序なども改革されている。

- 一 二等卷以上は旧城代以上の格式とする。
- 一 議事局は知政堂の管轄と改正
- 一 斗勘方頭取の役席は財用方の次とする。
- 一 當繕方頭取は當繕方取締と改め、役席は斗勘方頭取の次席とする。

22)～23) 大村史談会編「九葉実録雜誌卷之五」-明治二年十一月十日一改正条例

明治初期の大村藩の藩制改革

一 横目の役席は城下給人の次席

書類の取扱も改正された。諸願や伺いは村大給以上は大参事に直接提出していた。

これが以下のように改めてられた。

- 一 馬廻以上諸願や伺いはその隊の大隊長が取り次ぎ大参事に提出。
- 一 給人以下はその隊の小隊長が取り次ぎ大参事に提出。
- 一 知政堂常勤の正権参事・家令・家扶は、それぞれの仲間が取り次ぎ、大参事に提出。
- 一 勤務に関するものは、その上司が取り次ぎ、大参事に提出。
- 一 嫡子の身上に関わる願いや伺いの届けは、勤務役と関係なく親から願い出ること。
- 一 一代限り勤務中の村大給格の者は、嫡子の御目見を始めとして身内に関する願い扱いは村大給と同様に扱う。
- 一 願いが手紙出された場合には、一代限村大給と勤務中の村大給以上は、その月に勤務の大参事に提出

大参事への願いや伺いの扱いは、格式と身分に応じて対処の仕方が異なり、所属の長の扱いとなり、所属組織が重んじられるようになっている。人的繋がりから組織に変化しており、役局の整備と対応して、格式と身分を基本としながらも、組織の役割が増してきている。

版籍奉還によって、藩主が藩知事、家老級が大小参事になり、それぞれが政府の行政官になったことから、従来の体制の再検討が行われた。旧来の体制が大きく転換するまでには至っていないが、不要と見なされた役職は廃止され、その組織に所属していた者も整理されている。願いと伺いの手続きにおいても、人的繋がりから組織を通じる運営に変化している。明治政府の政権基盤が大村藩でも強化された事が窺える。

第七節 地方知行地の廃止と禄制改革

明治3年2月に藩が保有を認めていた藩士の土地保有（地方知行）が廃止され、米で支給されるようになり、地方知行制が解体した。大村藩の特徴であった17世紀初期から藩士の広範な土地保有制はなくなった。

明治3年2月の15日、16日、17日に士族総員を政庁に分割して招集し、大広間で禄制改革について大村純熙は、次のように論達した。²⁴⁾

先般封土返上之後、職録制共改正すべき旨朝命有之、職制之儀者去冬先ニ改革候処一同其意を体し奉職聊無懈怠取深令満足候、給禄之儀者元采廩米采地之別も有之先祖以来何れも功勞ニ

24) 「仙台公勤皇禄」

よりて賞与し或ハ自己之力を尽開墾する処も不少尠（中略）大政維新之際ニ当り臣子之分私情を以公道闕べからず断然適宜之制を定めて従前之禄惣而引上ケ新ニ廩米本石として令給与候条厚く朝旨奉体し向後益分限ヲ守り忠勤を励ニおいては一藩之面目のみならず実ニ皇室之至慶也

明治三年庚二月

純熙

藩中へ

と地方知行地を総て取り上げて給米制にする禄制改革を行うことを諭した。昨年から職制が進行したことを述べ、さらに給禄制の改革が必要として「従前之禄惣而引上ケ新ニ廩米本石として令給与候」として地方知行制を廃止して蔵米制にするとした。藩制初期から行われてき地方知行制が廃止された。これに伴って禄制改革が行われた。

「台山公勤王禄」に「改革令摘要」が記されている。それを引用すれば、以下のように詳細に改革の内容が示されている。

1 家格ヲ定テ三等トス

上士 旧馬廻、同格医者

中士 旧城下給人、絵師、村給人

下士 旧小給

右士族ト称ス

とあり、藩士を上士・中士・下士と3階層に区分し、必ずしも明確でなかった家格を整理した。

1 新ニ禄ヲ制シテ十五等トナシ家禄ニ応ジテ家米ヲ給ス

給禄ハ廩米本石ヲ以テ定ム
と規定した。あたらしく設定された禄高は表10のようである。

表10 等級禄高

1等	70石	50戸	中士		
2等	60石	45戸	9等	9石	17戸
上士			10等	8石	5戸
3等	47石	40戸	11等	6石	5戸
4等	35石	32戸	12等	5石	5戸
5等	27石	30戸	13等	3石	
6等	20石	25戸	下士		
7等	14石	20戸	14等	2石	
8等	11石	18戸	15等	1石	

註『台山公勤王録』より作成

明治初期の大村藩の藩制改革

大参事を務めた針尾九左衛門は慶応3年（1867）に家で禄高は406石とされている。²⁶⁾ 藩士の中で禄高は最上位にある。禄制改革で上士の1等は禄高70石となっている。針尾九左衛門は1等に属するとみなされるから、禄高は旧禄高の17%であり、83%の削減である。大幅な禄高削減になる。

士族以外については、以下のようなものである。

一 鉄砲足軽・惣足軽・馬屋之者・諸職人ヲ卒族と称シ、四等二分テ扶持米ヲ給スとあり、卒族が設定され、さらに4階層に分けられた。

表11 卒族禄高

1等	6俵
2等	4俵
3等	2俵
4等	1俵

註『台山公勤王録』より作成

卒族では1等が米6俵、最下位の4等は米1俵でしかない。卒族は支給される扶持米だけでは生計はなりたない。ここにも禄制改革の厳しさが現れている。

第三章 藩制改革要綱と大村藩

第一節 役所・村の改正

明治政府は明治3年9月10日に「藩制」を布達した。²⁵⁾

年貢米収量が15万石以上を大藩、5万石以上を中藩、5万石未満を小藩と藩を区分し、石高は領内の米産出量である草高でなく、年貢米量の物成で表示うるとされた。

藩庁には知事・大参事・権参事・小参事・権小参事と大属・権大属・小属・権小属・史生を置くとしたが、権小参事は5万石以下の小藩には置かないとされているので、大村藩は必要でなかった。

藩知事の家禄は年貢米量の10分の1と定め、陸海軍費は藩知事の家禄を引いた残りの10分の1とし、軍事費の確保を指示した

大村藩は政府の指示に基づいて改革を進めた。²⁶⁾

25) 「法令全書」明治三年九月十日 第五百七十九-藩制

26)～29) 「長崎県史料 二十四 大村藩史料」(国立公文書館蔵) - 制度

9月10日に公議人と公用人を廃止した。11月には彼杵村と時津村の2村それぞれに支庁を設置した。金銭出納は本庁が担当した。²⁷⁾

11月18日に大村藩は合併を行なって48村を38村に関する伺いを政府に出した。理由は地理的に入り組みが多く不便であること、土地制度の改正に基づく調査で間違いが多く、経費のも少なくないので、これを除くためであった。政府の認可を得たことから、村の合併を進めて12月23日に38村にした。²⁸⁾

同年11月には正権小参事以下の改正が行われ、新しく小参事2人及び正権小属史生がおかれた。同月には時津支部と彼杵支部を新しく設置し、職員を配属した。これによって3支庁になった。3支庁の職員構成は表12のようであった。²⁹⁾ 新しく設置された彼杵支庁と時津支庁には受払の職員はいなかった。

表 12

支庁	権大属	権小属	書史	受払
瀬戸支庁	1	1	1	1
彼杵支庁	1	1	1	
時津支庁	1	1	1	

同年に郡治・学務・刑法・財用・軍務の5役局のうち郡治と財用を合併して、庶務・財用・学務の3役局とした。

同年11月15日には、上士・中士を士族と称するようになった。これは明治政府が明治2年6月25日に行政官達として一門から平士までを士族と称することを定めたことによる措置であった。

第二節 藩職制の改革

藩制改革要綱によって藩の制度は大きく転換した。その様相を旧制度、明治2年と明治3年の改革による変化をみれば表のようである。³⁰⁾

30) 「仙台公勤皇祿」

明治初期の大村藩の藩制改革

表 13 明治元年 4 月 10 日 (改革以前)

独礼	両家 家老 城代 大留守居 両家嫡子 中老 家老嫡子 元ト役 用人 江戸聞番 江戸元ト役 城代嫡子 大留守居嫡子 旗奉行 作事奉行 持筒者頭 側筒者頭 宗門奉行 先手者頭 脇備者頭 後機者頭 後機大砲者頭 近用番頭 長崎聞番 寺社奉行 大目付 旗本長柄奉行 使番 郡奉行 勘定奉行 徒士頭 中小姓支配 船奉行 町奉行 大坂聞番
二人礼	取次役 後機侍支配 侍鉄砲支配 大筒支配 先手長柄奉行 後機長柄奉行 出納役 山奉行 外海押役 福田在番 瀬戸在番 崎戸在番 寄松在番 平島在番 惣馬廻 馬廻以上嫡子 医者 医者嫡子
三人又八五人礼	書簡奉行 内用方 大納戸 徒士組頭 吟味役 元締方吟味役 勘定方吟味役 小姓 中小姓目付 台所頭 勘定組頭 先年目付取次役 脇備目付取次役 長崎在役 組附旗警護 旗与力 町与力 侍鉄砲支配 脇備長柄 船手組頭 諸手与力 後機長柄組頭 船手組頭 殿弓鉄包支配 殿長柄支配 代官 新地代官 近習給人 城下給人 茶道徒士目付 古徒士 国徒士 新徒士 諸村給人 坊主組頭 城大給嫡子 諸村給人嫡子 道具附 料理人頭 惣船頭 家大工棟梁 船大工棟梁 料理人船頭 坊主 両家陪臣 家老陪臣 小給 旗組足軽 鉄砲足軽 長柄ノ者足軽小頭 台所人 馬屋別当定ノ者 長柄ノ者 馬屋ノ者 大筒ノ者

註、「台山公勤王録附録 第三」より作成

表によれば、藩制改革以前では、独礼に 35 役方、二人礼に 18 役方、三人礼または五人礼に 56 役方が設けられていた。全数では 109 役方が設けられていた。

明治 2 年 11 月には表のように改正された。

表 14 明治 2 年 1 1 月 1 1 日改革

一等	大参事
二等	権大参事 大隊長
三等	大監察 学務少参事 郡治少参事 財用少参事 軍務小参事 刑断少参事 公用人 家令 副隊長佐隊長
四等	大監察佐 学務権少参事 郡治権少参事 財用権少参事 軍務権少参事 刑断権少参事 議事司 小隊長 家扶
五等	社寺司 計勘司 市井司 営繕司 山林司 海運司 造兵司 小隊軍監 出納司 議事司佐
六等	器械司 兵糧司 学務所取締役 軍務取締役 半隊司令 分隊司令 家徒 寄船財番 平島在番 惣馬廻 惣馬廻 惣馬廻嫡子 医者 医者嫡子
七等	小監察 書記 旗司 財用方吟味役 計勘方吟味役 郡治方 鞫獄方 捕亡方 軍記役

長 野 暹

八等	書夫 内計方 小姓 嚮導 砲車役 器械役 兵糧役 与力 旗与力 大砲照準役 馬役 社寺方 計勘方 市井方 営繕司 海運方 造兵方 境方 知政堂筆者 足輕取締方 城下給人 絵師 徒士 諸給人 城下給人嫡子 料理人取締方茶道
九等	諸村給人嫡子 家大工棟梁 船大工棟梁 鍛冶取締方 鋳物師取締方 料理人 船頭 小給
等外	鉄砲足輕 足輕小頭 台所人 馬屋別当 定之者 惣足輕 馬屋ノ者

註、「台山公勤王録附録 第三」より作成

明治2年10月の藩制改革の布達に基づく改革では1等から9等の等級制になり、1等では大参事1人、2等は権大参事と大隊長の2役のみとなっている。各役方は三等九、四等九、五等九、六等15、六等14、七等9、八等28、九等8とそれぞれ小人数となり、全数では95役方のみとなっている。

明治3年11月には、表15のようにさらに整理された。

表15 明治3年11月15日改革

一 等	大参事 大隊司令
二 等	権大参事
三 等	少参事 中隊司令
四 等	大属 諸学校教授 副官 砲隊副官 小隊司令 輜重役
五 等	権大属 諸術教授 砲隊分隊司令 半隊司令 護砲小隊司令 器械司
六 等	諸学校助教 一等押伍 器械役
七 等	権少属 家扶 諸術助教 二等押伍
八 等	史生 庁掌 家徒 訓導 司庁
九 等	一等使部 一等家丁 二等使部 二等家丁 三等使部 三等家丁 非役
等 外	ナシ

註、「台山公勤王録附録 第三」より作成

明治初期の大村藩の藩制改革

明治3年10月の藩制改革要綱による改革において役方はさらに縮小された。明治2年の改革で役方が多かった六等では16役方から3役方になり80%の削減になっている。全数では37役方になっている。

藩制期には109あった役方が明治3年では37役方になり、改革以前の45%程度に簡素かされた。

第四章 租税・財政の改革

第一節 明治3年の大村藩財政

明治政府が明治3年9月10日に布達した藩制には、財政状況の書類を様式にしたがって報告することを義務づけていた。大村藩史料に「会計」の項がある。³¹⁾「藩制」で示された書式ではなく、主要な歳出が纏められたものになっている。表16である。

表16 主要歳出（明治3年）

量・額	内訳
米 20,836 石 1 斗 3 升 6 合 2 勺	本庁・支庁費の合計
永 29,589 貫 803 文	同上
米 289 石 7 升 5 合 8 勺	東京・大坂・長崎の藩邸費の合計
永 15,821 貫 132 文 4 分	同上
永 11,904 貫 389 文 1 分	若松警護費
永 2,099 貫 148 文 3 分	異宗方に関する費用
永 639 貫 100 文	大蔵方納め
永 2,599 貫 115 文	借請年賦利払金

註「台山公勤王録附録 第三」より作成

米は本庁・支庁の費用が多い。永は中世に使われた永楽銭の名残で年貢納入などに用いられ関東で使われていた。関西では銀経済圏であったことから一般的になっていないことから明治政府への対応がうかがえる。

永支出でも本庁・支庁の庁舎が多いが、東京・大坂・長崎の藩邸費も多額であり、藩運営で

30)～32) 「長崎県史料 二十四 大村藩史料」(国立公文書館蔵) - 財政

は領外の対応が重要になっている。これを示しているのが若松警護費である。若松警護は明治2年9月から3年3月まで担当した。要した軍費金として19,475両・永550文1分の費用であったと記されている。表6と金額は異なるが多額であった。

「異宗方に関する費用」も少ない。政府の役職に就いていた渡辺昇が明治2年8月に耶蘇宗徒処置取扱を命じられ、同年9月に九州に派遣されてキリスト教信者の対応にあたった。これに関する費用である。

藩債の年賦返済額も多いことから、大村藩が多額の藩債があったことが窺える。

明治4年の財政は表17のようである。この年には廃藩置県が行われて藩から県に転換するが、行政区域は変わらず会計年度も同じなので、明治4年1年間の財政である。

表17 明治4年の財政

量・額	内訳
米 4,312石1斗6升7合勺5	本庁・支庁費
永 54,814貫59文1分	同上
米 97石1斗8升3勺	東京・大坂・長崎の藩邸費
永 17,653 3 584 6	同上
米 3,684 812 16 9	東京府下取締
永 10,503貫82文8分	大蔵方納め
永 162貫161文5	借債年賦利払

註、「台山公勤王録附録 第三」より作成

本庁・支庁費は米支出が減り、永が増えている。4年5月10日に新貨条例が制定されて貨幣流通を推進する政策によるとみられる。東京府下取締が支出されている。これは廃藩置県が行われ治安対策として、政府から東京警護を命じられたことに対応して東京に出兵した経費である。借債年賦利の払金が減っていることから、藩債の整理が進められたことがうかがえる。

第二節 税制の改革

大村藩史料の中に租法の項がある。³²⁾ それに依拠して租税制度の変化を見れば以下のようなものである。

曩昔取租ノ法タル四ツ五部ト称シ高一石ノ正租四斗五升ヲ収ム

明治初期の大村藩の藩制改革

とある。これからすれば租税率は45%である。この正租に対して郷夫給米である口米9合、役夫給米としての夫米7升5合が徴収され、これらを加えた5斗3升4合が定免とし、これを五ツ三部四厘と称してきたとある。付加米を加えた租税率は53.4%になる。

「租法」には「文化年間ニ検査ヲ経テ十年ノ収入額ヲ平均シ以テ定免トス」とあることから文化年間（1804～1817）に改正され、それが新しい定免としたことがうかがえる。

「管内元高反数及ヒ正租雑税ノ沿革」として、以下のように記している。³⁸⁾

明治元年については、次のようである。

明治元年調査ノ大略

草高三万三千百三拾四石五斗六升貳合六勺

反数貳千四百四十五町貳反貳畝拾七歩半

畑千四百五拾五町貳反六畝八歩

正租米一万四千百三拾三石七斗七升九勺

同銭百五拾七貫四拾文

雑税米八百七拾壹石三斗九升貳合七勺三撮

右ハ普請料

同小麦千六百貳拾八石三斗八升七合

右ハ反高場納

同銭貳万三千九百八拾貫六拾文

右ハ雑税

とある。これによれば草高つまり領内で収穫される米の量で、大村藩の草高は明治元年で、33,134石5斗6升2合6勺となっている。

反数は2,445町2反2畝17歩とある。このことから、領内の平均反収は1石3斗5升であり、米生産量は低くない。

租税としては米が14,133石7斗7升9勺とあることから、1反当たりの租税米は5斗7斗8升であり、反収に対する租税率は42.8%である。この限りにおいては5公5民の体制にあった事になる。

第三節 石高の変化

明治2から4年にかけての草高と田畑数を大村藩史料から見れば表15のようである。

表 19 草高と田畑数の変化

	明治元年	明治2年	明治3年	明治4年
草高	33,134石5斗6升2合6歩	50,454石6斗1升3合6勺	58,971石9勺	59,282石6斗9合9
反数田	2,445町2反2畝17歩	3,701町5畝3歩	4,268町6反13歩	4,346町9反4歩半
畑	1,455町2反6畝歩8	2,202町6反6畝1歩半	2,552町3反3畝9歩	2,584町2反1畝5歩

註、「長崎県史料 二十四 大村藩史料」より作成

明治元年と2年では、草高と田畑数が大きく異なっている。明治2年については「明治二年十月改正高」と記されている。各藩が明治2年または3年に政府に報告した石高・田畑反数・戸数などをまとめた「藩制一覧」に大村藩は、以下のように記載されている。³³⁾

大村藩

(八千九百七十石九斗九升四合九勺四)

草高 五万四百五十四石六斗一升三合五勺六才

高 貳万七千九百七拾三石八斗七升七合

込高 (斗八升五合六才)

新田改出 五千三百六十石六才

再改出 一万七千二百二十石五升一合五勺 庚午士族引上地より改出

とある。(八千九百七十石九斗九升四合九勺四)は訂正なので、これによればの草高は50,454石6斗1升3合5勺6才になり、「大村藩史料」と相応するので、明治2年の石高である。明治2年に草高が増えたのは、「新田改出 5,360石6才」と「庚午士族引上地より改出 17,125石5升1合5勺」が計上されたことによる。

明治3年の増加については「明治三年十月再ヒ改正シテ士卒ノ采地ヲ収メ其反数租額ヲ検査シ」とあり、再検討が行われたことによる。

明治4年は草高が26,148石余増えているが、これは地方知行地が収納されたことによる。版籍奉還の折の石高は「27,977石」となっているので、明治4年には31,305石の増加となる。新田開発などによる増加分とみられる。これよりすれば、藩財政の考察では、表高と開発高を総合的に捉えて検討する必要があることが窺える。

33) 大塚武松編『藩制一覧. 上巻』(日本史籍協会 1928年) PP.123～124

第四節 禄制改革

士族と卒族の知行高については、以下のように記している。

明治元年は次のようである。

明治元年総額ノ概略

草高一万七千百九拾四石九斗三升五合三勺

右ハ士卒采知高ナリ

現米五千八拾八石五斗貳升一合六勺

右ハ士卒廩米高ナリ

これによれば、「士卒采知高」は、17,194石9斗3升5合3勺としている。このことから、領地の51.5%が士卒に宛がわれていた事が窺われる。

「士卒稟米高」は5,088石5斗2升1合6勺とあることから、蔵米取層の額である。明治2年は版籍奉還が行われ、藩知事の家禄が正租と雑税の10分の1と定められたことにより、「現米貳千六百三拾貳石 右知事家禄ナリ」とあることから、知事家禄は2,632石となった。

明治3年は地方知行地が廃止された。

明治三年二月士卒ノ采知ヲ収テ尽ク廩米ヲ給ス

現米一万千八百九拾四石八斗六升六合七勺

右ハ士卒給禄高ナリ

とあり、知行地が廃止され、蔵米制に転換し、11,894石8斗6斗6合7勺が現米で支給されるようになった。

明治3年11月には、士族・卒族の一部に帰農を申しつける措置がとられた。

11月23日に政府弁官に対して、士族・卒族の戸数が多く、家禄を給与しては必要な経費が不足するので、一部の者に帰農を申し付け、これまで宛がってきた家禄の3年分を支給したいとする旨の申請をおこなった。25日に認可のあとから、次の措置が執られた。

士族の中で家禄3石の者は家禄2石とし、家禄2石以下の者は、士族と卒族の区別なく、その籍を剥き、家禄3年分を与えて帰農する措置が執られた。

家禄3石から2石制への転換によって、現米77石が藩に収納された。士卒で剥籍される家禄2石以下に宛わられた現米総額は2,713石3斗6升3合332であった。

むすび

大村藩における明治初年の藩制改革について検討してきた。維新政府に指示に対応した改革が行われたが、それは藩制期の役局と人員の整理であった。これは朝廷の名でおこなわれ、天皇大権の形成の基盤形成となった。

しかし、版籍奉還・藩治職制・藩制改革要綱に基づく改革においてだされた藩知事大村純熙の論達においては、土地と人が天皇に帰属するとする認識は出ていない。廃藩の認識に至る論理もみられない。藩知事での論達であったが、根底は従来の藩主意識である。旧藩主層の一般的認識であった。ここに木戸孝允などとの解離がある。

藩治職制による藩主への給禄10分の一保障は、この解離を縮小する上で有効であり、維新政権を支える階層の形成となっている。急速な役職の削減と縮小、地方知行制の禄制改革による禄高お減少などによって、藩制改革の矛盾は旧藩士層に形成されている。旧藩士層とりわけ士族と位置づけられた層は新たな就業の道を求めざる得ない状況になっている。この点からすると、廃藩による衝撃は旧藩士層はそれほど大きくなかったとみなせる。これは廃藩による政府を支える社会的基盤の形成であった。

維新政権に高く評価された大村藩は、維新政権の改革指示を忠実に履行したことによって廃藩の基盤を形成したが、各種の矛盾を生み出した。藩知事層の領有権認識と天皇大権による土地・人の天皇帰属との矛盾、士族層の経済基盤の弱体化による矛盾などである。これらの矛盾とりわけ士族層との矛盾は、士族卒族層が戊辰戦争によって維新政権を形成しただけに容易に解決できるものではなかった。ここに廃藩置県が断行された要因があった。